

新型コロナウイルス感染症に係る 基本的対処方針の主な変更について

資料1

1 措置の終了

措 置	対象区域	期 間
緊急事態措置	北海道 、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県	～9月30日まで
まん延防止等重点措置	宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	

項目	内容
外出自粛	<p>○<u>外出</u>については、</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること。</u>・<u>企業における在宅勤務（テレワーク）等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応を行うこと。</u>・<u>飲食店等に対する時短要請を踏まえた夜間の対応を行うこと等の協力要請を行うこと。</u> <p>○<u>帰省や旅行・出張など都道府県間の移動</u>に際しては、<u>基本的な感染防止策を徹底するとともに、ワクチン接種を完了していない等リスクの高い者に対して、検査を勧奨すること。</u></p> <p>○<u>外出・移動</u>については、<u>感染状況等に応じ、当該地域における外出・移動の自粛や感染が拡大している地域との間の移動の自粛を要請する等、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、その対応について各都道府県知事が適切に判断すること。</u></p>

項 目	内 容
飲食店等 への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点措置区域以外の都道府県においては、地域の感染状況等を踏まえ、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行い、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、対策の緩和については段階的に行い、期間は1か月までを目途とする。 ・ <u>営業時間の短縮の要請</u>については、<u>認証等適用店</u>については21時まで、<u>第三者認証制度の適用店舗以外の店舗</u>については20時までとすることを基本とする。酒類の提供については可とするが、重点措置区域で適用されている措置も参考としながら、各都道府県知事が適切に判断すること。 ・ <u>飲食を主として業としている店舗</u>において、<u>カラオケを行う設備を提供している場合</u>、1か月までを目途として、<u>当該設備の利用自粛を要請</u>すること。 <p>その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況、店舗の感染防止策を踏まえながら、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。</p> <p>また、<u>飲食を主として業としていない店舗</u>において、<u>カラオケ設備の提供を行う場合</u>、<u>利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を要請</u>すること。</p>